



福岡県医発第 2004 号 (地)
平成 22 年 2 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

福岡県学校医等職務執行要項の改正について (通知)

学校保健安全法及び同法施行規則の改正により「学校医等の職務執行の準則の徹底及び定期健康診断の適切な実施について」(H16.5.28 福岡県医発第 436 号) の要項が改正された旨、福岡県教育委員会教育長より別添のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知下さいますようお願い申し上げます。

なお、本改正の施行日は、平成 21 年 4 月 1 日とされておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

学校保健担当理事 福富稔明
学校保健副担当理事 名取一幸
会長 丸山 泉

「公印省略」

21 教体第 2983 号

平成 22 年 1 月 8 日

(社)福岡県医師会長 殿

福岡県教育委員会教育長

福岡県学校医等職務執行要項の改正について（通知）

本県の児童生徒の健康管理及び学校保健の推進につきましては、日ごろから御理解及び御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記要項については、去る平成 16 年 5 月 20 日付 16 教ス第 376 号「学校医等の職務執行の準則の徹底及び定期健康診断の適切な実施について」により策定されたところですが、今般、学校保健安全法及び同法施行規則の改正により、当該要項を別添のとおり改正しましたのでお知らせします。

今後とも、各学校からの依頼に対しまして、学校医の先生方の協力が得られますよう特段の御配慮をよろしくお願いいたします。

◇連絡・問い合わせ先◇

教育庁教育振興部体育スポーツ健康課保健給食係
担 当：竹本

TEL:092-643-3922 FAX:092-643-3926

メール:takemoto-h9101@pref.fukuoka.lg.jp



福岡県学校医等の職務執行要項

(目的)

第1条 この要項は、福岡県の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の執務に関し、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号。以下「規則」という。）に規定する職務執行の準則のほか、必要な事項を定めるものとする。

(職務執行方法)

第2条 規則第22条、第23条及び第24条に規定する学校医等の職務内容の執行は、学校医等が来校して行うものに限らず、次の各号に定める方法によることができる。

- (1) 電話
- (2) 電子メール
- (3) 文書
- (4) 学校外での検診等

2 規則第22条、第23条及び第24条に規定する学校医等の職務内容の執行に当たって、事前準備や事後処理が必要と認められる場合には、これを職務の執行とみなす。

(執務記録簿への記録)

第3条 学校医等は、職務に従事したときは、その状況の概要を執務記録簿（様式1）に記入して学校長に提出するものとする。

ただし、前条第1項により職務を執行する場合には、学校医等に代わり学校長が指定する者が記入を行うものとする。

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、学校医等の職務内容の例及び執務記録方法等必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

福岡県学校医等の職務執行要項（新旧対照表）

改正後	改正前
(目的) 第1条 この要項は、福岡県の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の執務に関し、<u>学校保健安全法施行規則</u>（昭和33年文部省令第18号。以下「規則」という。）に規定する職務執行の準則のほか、必要な事項を定めるものとする。 (職務執行方法) 第2条 <u>規則第22条、第23条及び第24条</u>に規定する学校医等の職務内容の執行は、学校医等が来校して行うものに限らず、次の各号に定める方法によることができる。 (1) 電話 (2) 電子メール (3) 文書 (4) 学校外での検診等 2 <u>規則第22条、第23条及び第24条</u>に規定する学校医等の職務内容の執行に当たって、事前準備や事後処理が必要と認められる場合には、これを職務の執行とみなす。 (執務記録簿への記録) 第3条 学校医等は、職務に従事したときは、その状況の概要を執務記録簿（様式1）に記入して学校長に提出するものとする。 ただし、前条第1項により職務を執行する場合には、学校医等に代わり学校長が指定する者が記入を行うものとする。 (その他) 第4条 この要項に定めるもののほか、学校医等の職務内容の例及び執務記録方法等必要な事項は、別に定める。 附 則 この要項は、平成16年4月1日から施行する。 附 則 <u>この要項は、平成21年4月1日から施行する。</u>	(目的) 第1条 この要項は、福岡県の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の執務に関し、<u>学校保健法施行規則</u>（昭和33年文部省令第18号。以下「規則」という。）に規定する職務執行の準則のほか、必要な事項を定めるものとする。 (職務執行方法) 第2条 規則第23条、第24条及び第25条に規定する学校医等の職務内容の執行は、学校医等が来校して行うものに限らず、次の各号に定める方法によることができる。 (1) 電話 (2) 電子メール (3) 文書 (4) 学校外での検診等 2 規則第23条、第24条及び第25条に規定する学校医等の職務内容の執行に当たって、事前準備や事後処理が必要と認められる場合には、これを職務の執行とみなす。 (執務記録簿への記録) 第3条 学校医等は、職務に従事したときは、その状況の概要を執務記録簿（様式1）に記入して学校長に提出するものとする。 ただし、前条第1項により職務を執行する場合には、学校医等に代わり学校長が指定する者が記入を行うものとする。 (その他) 第4条 この要項に定めるもののほか、学校医等の職務内容の例及び執務記録方法等必要な事項は、別に定める。 附 則 この要項は、平成16年4月1日から施行する。

執 務 記 録 簿

職 名	氏 名	印
学校医 学校歯科医 学校薬剤師		

執 務 日 時	月 日 曜 時～ 時										天候
校 長		教 頭		事務長		保健 主事		養護 教諭		室 温	
執 務 記 録											
執 務 形 態	1 来校 2 電話連絡（記録者： ） 3 外来で診察・相談 4 その他										
項 目	記 事										
健 康 診 断 健 康 相 談 救 急 処 置 予 防 処 置 保 健 指 導 学校保健委員会 学校環境衛生 学校食品衛生 災 害 予 防 保健に関する 週 間 行 事 学校薬事衛生 その他											

※ 該当項目を○印でかこむ
 ※ 執務記事は、執務内容を詳細に記録すること

「学校医等の具体的職務内容」

1 職務内容の例

(1) 共通の職務

- 学校保健委員会への参画と指導助言
- 学校教育活動への参画と指導助言(学校行事や授業等)
- 健康相談
- 保健指導

(2) 学校医・学校歯科医の職務

- 健康診断について
(事前打ち合わせ、健康診断、事後の指導助言)
- 感染症や食中毒等の感染や防疫体制に対する指導助言
- 健康相談活動

(3) 学校薬剤師の職務

- 環境衛生検査について
(事前打ち合わせ、検査、結果報告と事後の指導助言)
- 医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関する必要な指導助言
- 薬物乱用防止教育に関する指導助言

2 職務形態と執務の記録

(1) 学校での職務

職務の準則にある内容については、直接の業務として記録簿に記入し押印の上、学校長に提出することとする。

(2) 学校以外での職務

準則の記載事項以外にも以下の事項があるが、校医は押印はせずに、学校長決裁の後、職務としては記録簿に記載しておく。

- ① 電話・・・学校医や学校薬剤師の専門性に関する指導助言を要する事項についての相談等
- ② 訪問・・・医院や薬局に児童生徒を引率して相談や診療をしていただいたり、養護教諭や学級担任等が相談に行って指導助言を受ける等

様式 1

執 務 記 録 簿(記入例 1)

職 名	氏 名	印
☒ 学 校 医 ☐ 学校歯科医 ☐ 学校薬剤師	○ ○ ○ ○	☒ 印

執 務 日 時		4 月 ○ 日 金 曜 1 3 時 3 0 分 ~ 1 5 時 3 0 分						天候 晴れ		
校 長	☐	教 頭	☐	事務長	☐	保健 主事	☐	養護 教諭	☐	室温
執 務 記 録										
執務形態		☒ 1 来校 2 電話連絡 (記録者:) 3 外来での診察・相談 4 その他								
項 目		記 事								
☒ 健 康 診 断 健 康 相 談 救 急 処 置 予 防 処 置 保 健 指 導 学校保健委員会 学校環境衛生 学校食品衛生 災 害 予 防 保健に関する 週 間 行 事 学校薬事衛生 その他		【内科検診】 (1) 場所 男子・・・生徒会室 女子・・・保健室 (2) 対象 全学年生徒 5 0 0 名 (受診 4 7 5 名 未受診 2 5 名) 未受診者は○○で受診する (3) 校医から ○ 挨拶がきちんとしていて気持ちよく検診ができた。 ○ 事前の打ち合わせができていたので時間短縮ができた ○ 肥満傾向について個別指導の必要な生徒がいる(7名) ○ 次年度に向け、場所の設定について検討の必要がある 必要に応じて記載 (4) 学校から ○ 開始時間に生徒が揃っていないクラスがあったので、連絡 体制の再確認をする必要がある。 ○ 記録担当の教師(生徒)への説明が不足していた、事前に説 明をしていたが、当日用のマニュアルを渡す必要があった。 ○ 女子の検診の際、校医の検診に支障をきたすため、体操服 の下には何も付けないことを徹底する。 ○ プライバシーの保護には十分配慮したが、配置の工夫を更 に考えたい。								

※ 該当項目を○印でかこむこと。

※ 執務記事は、執務内容を詳細に記録すること。

※ 執務記録簿への記入・押印は学校医が行うこと。ただし、電話相談など来校せずに執務を行った場合には、学校において記入すること。この場合、学校医等の出勤簿の押印は不要であること。

執 務 記 録 簿(記入例2)

職 名	氏 名	印
学 校 医 学校歯科医 学校薬剤師	○ ○ ○ ○	印

執務 日時		1月 ○日 金曜 13時30分 ~ 時 分						天候 晴れ		
校長	☐	教頭	☐	事務長	☐	保健主事	☐	養護教諭	☐	室温
執務記録										
執務形態		1 来校 2 電話連絡(記録者：○○ ○○) 3 外来での診察・相談 4 その他								
項目		記事								
健康診断		【内科に関する相談】(電話相談)								
健康相談		(1) 相談内容 内科校医 ○○ 先生 最近、インフルエンザ様症状による欠席者及び罹患者が急激に増えている。特にあるクラスでは15/40の欠席者が出ている。ついては、学級閉鎖等の措置をとる必要があるのかどうかのご意見を伺いたい。								
救急処置										
予防処置										
保健指導		(2) 対象 全学年生徒 500名 (罹患者120名 欠席者70名) 1年2組 (罹患者18名 欠席者12名) 1年4組 (罹患者15名 欠席者9名)								
学校保健委員会										
学校環境衛生		(3) 校医から ○ 罹患者の数の多い学級は、○曜日までの学級閉鎖が望ましい。 ○ ここ数日間の罹患者及び欠席者推移のデータをください。								
学校食品衛生		必要に応じて記載								
災害予防		(4) 学校のとった措置 ○ 1年○組は、○曜日まで学級閉鎖とする。 ○ 罹患者と欠席者の学年・学級毎の集計は朝の健康観察を徹底し、校長に報告後、校医にも渡して意見を伺う。 ○ うがいの励行や体育や部活動後の汗処理の徹底及び健康管理の徹底を担当を通して生徒に指示する。 ○ 保護者への学級閉鎖及び注意喚起の文書を発出し今後の拡大防止を図った。								
保健に関する週間行事										
学校薬事衛生										
その他										

※ 該当項目を○印でかこむ

※ 該項目を○印でかこむ
※ 執務記事は、執務内容を詳細に記録すること

※ 記録は、原則として学校医等が記録及び押印することとなっている。ただし、電話相談のみで来校していない場合や校医の事情で記載できない場合は、養護教諭あるいは学校において記載することも考えられる。また、校医としての所見を加えるなど、学校医等が記録された後、学校で留意事項や改善点を補足することもある。

※ なお、ただし、電話相談のみで来校していない場合は、学校医等の出勤簿の押印は不要であること。

執 務 記 録 簿(記入例3)

職 名	氏 名	印
学 校 医 学校歯科医 学校薬剤師	○ ○ ○ ○	印

執 務 日 時		5 月 〇 日 金 曜 1 3 時 3 0 分 ～ 1 5 時 0 0 分						天候 晴れ		
校 長	☐	教 頭	☐	事務長	☐	保健 主事	☐	養護 教諭	☐	室温
執 務 記 録										
執務形態		① 来校 3 外来での診察・相談 2 電話連絡（記録者： ） 4 その他								
項 目		記 事								
健康診断		【教室等の騒音環境及び騒音レベル】								
健康相談		(1) 測定場所 （道路に面している教室を中心に）								
救急処置		1 階 会議室、〇年〇組								
予防処置		2 階 パソコン教室、〇年〇組								
保健指導		3 階 図工室、〇年〇組								
学校保健委員会		(2) 測定方法 騒音計								
学校環境衛生		(3) 学校薬剤師より								
学校食品衛生		○ 窓を閉めたときは基準内なので特に問題ないが、冬や今後梅雨時期になると閉め切ることがあるので、空気環境の管理と併せ、換気などこまめな調整も必要である。								
災害予防		○ 次の検査を冬のストーブ使用時にして、空気の検査と一緒に検討する必要がある。								
週間行事		必要に応じて記載								
学校薬事衛生		(4) 学校のとった措置								
その他		○ 教室の配置計画に付いて、学年の見直し等できないか検討する。								
		○ 特別教室は、生徒が学習中に測定する必要があるため、次回は検査日の時制の検討をする。								

※ 該当項目を○印でかこむ

※ 執務記事は、執務内容を詳細に記録すること

※ 記録は、原則として学校医等が記録及び押印することとなっている。ただし、電話相談のみで来校していない場合や校医の事情で記載できない場合は、養護教諭あるいは学校において記載することも考えられる。また、校医としての所見を加えるなど、学校医等が記録された後、学校で留意事項や改善点を補足することもある。



各県立学校長 殿

福岡県教育委員会教育長

学校医等の職務執行の準則の徹底及び定期健康診断の適切な実施について（通知）

このことについて、昨年度の定期監査において、学校保健法施行規則に規定する「学校医等の職務執行の準則」に定められた職務が十分に行われていない学校や定期健康診断が適切に実施されていない学校があるとの指摘がありました。

これを受けて、このたび、別添「福岡県学校医等職務執行要項」を策定しましたので、教職員に周知徹底いただくとともに、下記事項に留意の上、学校医等の協力を得て、適切に実施していただきますようお願いします。

なお、平成16年度は、学校医等の職務実態調査を別紙1のとおり、3回に分けて実施しますので、7月末日、12月末日、3月末日までの職務状況を各翌月の10日までに当課保健給食係へ回答してください。「FAX可」

記

- 1 職務記録簿への記入については、電話や個別相談等の場合でも記入すること。
- 2 定期健康診断、衛生管理検査以外にも学校保健委員会や学校行事等への積極的な関わりを依頼するなど学校教育活動への参画及び協力を求めること。
- 3 定期健康診断において、全員対象の健康診断となるよう適切な実施に努めること。
- 4 定期健康診断の未受診者については、再受診等を確実に実施するなど、適切な措置を講ずること。

問い合わせ先

スポーツ健康課保健給食係

Tel 092-643-3922

Fax 092-641-8226

○ 学校保健安全法施行規則（抜粋）

（学校医の職務執行の準則）

第二十二條 学校医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- 二 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 法第八条 の健康相談に従事すること。
- 四 法第九条 の保健指導に従事すること。
- 五 法第十三条 の健康診断に従事すること。
- 六 法第十四条 の疾病の予防処置に従事すること。
- 七 法第二章第四節 の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。
- 八 校長の求めにより、救急処置に従事すること。
- 九 市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、法第十一条 の健康診断又は法第十五条第一項 の健康診断に従事すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。
- 2 学校医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校医職務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

（学校歯科医の職務執行の準則）

第二十三條 学校歯科医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- 二 法第八条 の健康相談に従事すること。
- 三 法第九条 の保健指導に従事すること。
- 四 法第十三条 の健康診断のうち歯の検査に従事すること。
- 五 法第十四条 の疾病の予防処置のうち齲歯その他の歯疾の予防処置に従事すること。
- 六 市町村の教育委員会の求めにより、法第十一条 の健康診断のうち歯の検査に従事すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。
- 2 学校歯科医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校歯科医職務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

（学校薬剤師の職務執行の準則）

第二十四條 学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- 二 第一条の環境衛生検査に従事すること。
- 三 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 四 法第八条 の健康相談に従事すること。
- 五 法第九条 の保健指導に従事すること。
- 六 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。
- 2 学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師職務記録簿に記入して校長に提出するものとする。